# 神奈川県犯罪被害者等支援条例について(検討案)

神奈川県犯罪被害者等支援条例	検討(案)	犯罪被害者等基本法(参考)
		(前文) 安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。 もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。 ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。
(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、 並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにすると ともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等 支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等 の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等 を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすこと ができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。	とともに、犯罪被害者等を地域社会で支えてい くことが必要であり、それを通じて安心して暮 らすことができる県民生活の実現を目的とする	(目的) 第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を 定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとと もに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等 により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、 もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

# 神奈川県犯罪被害者等支援条例

# 犯罪被害者等基本法(参考)

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺┃ある。なお、第22条の緊急支援の実施について 族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害 定していない。 者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠┃※ 前回平成 30 年度の検討委員会での議論を受 ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦 痛、身体の不調、生活の平穏の侵害その他の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復 し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことがで きるようにするための取組をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関す る施策をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間 の団体をいう。
- (7) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並 びに民間支援団体をいう。

条例に用いる用語について定義を定めている ものであり、必要な規定である。

検討(案)

犯罪被害者等を「県内に住所を有するもの」に 限定しているが、県条例であることから妥当で は、支援の対象を県内に住所を有するものに限

け、「二次被害」についての定義を追加し た。

#### (定義)

- 第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心 身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被っ た者及びその家族又は遺族をいう。
- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害 者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を 営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る 刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための 施策をいう。

# (基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての 尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が「するとともに、県独自の基本理念として、すべ 尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早 | ての県民の「理解」と「配慮」、「自発的な取 期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細か な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなけ | 携・協力(第3項)を規定している。 ればならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる ↓減」「犯罪被害者等を支える地域社会の形成促 地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況に ついての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配 | ※ 前回平成 30 年度の検討委員会での議論を受 慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができる よう推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び 平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において 様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相 互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

犯罪被害者等基本法の基本理念をより具体化 | 組|の促進(第2項)、県、県民等、市町村の連|

条例の目的である「被害の早期回復及び軽 進」のため、必要な規定である。

け、「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏 に」を「二次被害が生じることのないよう」 に改定した。

#### (基本理念)

- 第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳 にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者 等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるもの とする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたと きから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必 要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられ るものとする。

神奈川県犯罪被害者等支援条例	検討(案)	犯罪被害者等基本法(参考)
(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的 に実施する責務を有する。 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、 他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力に努めるものとす る。 3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害 者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、 情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう 努めるものとする。	に規定したものであり、必要な規定である。	(国の責務) 第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務) 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(県民の責務) 第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている 状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被 害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を 地域社会で孤立させないよう努めるものとする。 (事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれてい る状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業 活動を行うに際しては、二次被害が生じることのないよう十分配慮 するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。	援にあたっては「民間支援団体」の役割が大きいことから、「民間支援団体」の責務についても規定している。 条例の目的達成のために、必要な各行動主体の責務を規定したものであり、必要な規定である。 ※ 前回平成 30 年度の検討委員会での議論を受け、「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を	(国民の責務) 第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することの ないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯 罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。
(民間支援団体の責務) 第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に 関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進す るとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとす る。		(連携協力) 第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
		間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円 に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければなら

	神奈川県犯罪被害者等支援条例
第8条 知 図るため、	等支援推進計画の策定) 『は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を 犯罪被害者等支援に関する計画(以下「犯罪被害者等 『」という。)を定めなければならない。
のとする。 (1) 犯罪被 方向 (2) 前号に 計画知事に 3 るとに 4 知 4 知 4 知 5 3 に 4 知 6 2 に 7 3 に 7 3 に 8 4 知 7 4 に 7 6 6	著者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるも 書者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の 掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かっ 進するために必要な事項 犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとで 県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くが 措置を講ずるものとする。 犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したとま くこれを公表するものとする。
(財政上の措	<sup>置)</sup> は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の指

#### 検討(案)

県が、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計

罪被害者等支援に関する計画(以下「犯罪被害者等支」■的に推進するために、必要な規定である。

犯罪被害者等支援施策推進に必要な財政上の 措置に努めることを規定したものであり、県が 責任を持って支援施策に取り組むことを示すも のとして、必要な規定である。

#### (総合的支援体制の整備)

- 第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力し て、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、 犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支 援体制(次項において「総合的支援体制」という。)を整備するも┃警察、民間支援団体が一体となり、関係機関等 のとする。
- 2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等 | が重要であり、そのための法的根拠として、必 支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの┃要な規定である。 機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよ う努めるものとする。

「かながわ犯罪被害者サポートステーショ ン」の設置根拠となっている規定である。

犯罪被害者等への支援にあたっては、県、県 と緊密に連携して総合的な支援を提供すること

### 犯罪被害者等基本法(参考)

# (犯罪被害者等基本計画)

- 第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推 進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画 (以下「犯罪被害者等基本計画」という。) を定めなければならな \ \<sub>0</sub>
- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものと する。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的 かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用す る。

#### (意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正 な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映 し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備す る等必要な施策を講ずるものとする。

#### (法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

# (年次報告)

第 10 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のため の施策についての報告を提出しなければならない。

#### (相談及び情報の提供等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会 生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直 面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び 助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必 要な施策を講ずるものとする。

#### 神奈川県犯罪被害者等支援条例

#### (経済的負担の軽減)

第 11 条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないよう、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

#### (弁護士による相談体制の充実等)

第12条 県は、<u>二次被害を防止し、及び</u>犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### (心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 検討(案)

#### (第11条から第15条について)

被害の早期回復及び軽減に向けて必要な基本的な施策の方向を定めたものである。

経済的負担の軽減、弁護士等による相談体制の充実等、日常生活の支援、心身に受けた影響からの回復、一時的な住居の提供等、いずれも基本的施策として必要であり、これを受けて具体的な施策を展開していく根拠として必要な規定である。

※ 前回平成 30 年度の検討委員会での議論を受け、第 12 条に「二次被害を防止し、及び」を加えた。

#### 犯罪被害者等基本法(参考)

#### (損害賠償の請求についての援助等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償 の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害 賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害 に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充 等必要な施策を講ずるものとする。

#### (給付金の支給に係る制度の充実等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による 経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給 に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

#### 第11条(相談及び情報の提供等)※再掲

第12条(損害賠償の請求についての援助等)※再掲

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

#### (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第 14 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他 犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、そ の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービス が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

# (居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

神奈川県犯罪被害者等支援条例
----------------

#### 検討(案)

# 犯罪被害者等基本法(参考)

#### (人材の育成等)

- 第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日 常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を 受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の 犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係 者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策しら、二次被害防止のための研修等を継続して実 を講ずるものとする。

犯罪被害者等の支援の充実を図る上で、相談 | や助言等の支援を担う人材の育成は重要であ

また、犯罪被害者が接する行政機関の職員等 の配慮に欠ける言動等によって二次被害を受け ることはあってはならないことであることか 施していくことが重要である。

このような人材育成を進めるため、必要な規 定である。

※ 前回平成 30 年度の検討委員会での議論を受 け、「配慮に欠ける言動により更なる被害」 を「二次被害」に改定した。

#### (民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団 体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪 被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずる ものとする。

民間支援団体は、きめ細かい支援を提供する ┃など、犯罪被害者等支援に重要な役割を果たし ていることから、民間支援団体等への助言等の 支援を行うことを定めた必要な規定である。

#### (県民の理解促進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者 等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深┃には、県民、事業者の理解増進が重要であるこ め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓しとから、条例の目的達成のため、必要な規定で 発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

犯罪被害者等を支える地域社会の形成のため ある。

※ 前回平成 30 年度の検討委員会での議論を受 け、「二次被害の防止の重要性」を加えた

# (事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害 者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深 め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪 被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必 要な施策を講ずるものとする。

#### (推進体制の整備)

- 第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機 関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備する ものとする。
- 2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪 被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯┃り、必要な規定である。 罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

県全域及び各地域レベルで、行政だけでな く、幅広い行動主体が連携し、犯罪被害者等支 援を推進していくことが必要であることから、 ↓その推進体制を整備することを定めたものであ

#### (調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に 基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷 その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害 者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推 進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支 援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとす

# (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に 係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平 穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等 の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれ ている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知 識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を 講ずるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各 般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役 割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税 制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の 平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施 策を講ずるものとする。

## (雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図る ため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深 める等必要な施策を講ずるものとする。

第24条~第30条(犯罪被害者等施策推進会議に関する規定)

神奈川県犯罪被害者等支援条例	検討(案)	和罪被害者等基本法(参考)
	1大四八米)	元非版百百寸基本点(多·5)
(地域おける犯罪被害者等支援の推進) 第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けること を防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域 において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の 団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及 び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ず るものとする。	め、地域に密着した活動を行う団体への情報提供等を行うことを定めたものであり、必要な規 定である。	
(緊急支援の実施) 第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案 その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害 を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があ ると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係 する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力 して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発 生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽 減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。	発生した場合には、通常の支援体制では対応が 困難となることが想定されることから、関係機 関等による支援態勢を整備しておくとともに、 事案発生時には、被害者が県民であるか否かを 問わず、緊急支援を行うことを規定したもので	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正) 2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成16年神奈川県条例第65号)の一部を次のように改正する。(省略)(検討) 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 附 則(令和2年7月17日条例第60号)		

この条例は、公布の日から施行する。